



栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第26号

目次

規 則

- 栃木県文化功労者選考委員会規則の一部改正..... 1
- 災害救助法施行細則及び災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正..... 4

告 示

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号に規定する指定地方公共機関の指定..... 4

規 則

栃木県規則第二十号

栃木県文化功労者選考委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文化功労者選考委員会規則の一部を改正する規則

栃木県文化功労者選考委員会規則（平成十年栃木県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（県民文化課）

栃木県規則第二十一号

災害救助法施行細則及び災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

災害救助法施行細則及び災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する規則の一部を改正する規則

（災害救助法施行細則の一部改正）

第一条 災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（災害の程度に係る報告等）」を付する。

第二条及び第三条を削る。

第四条に見出しとして「（救助の程度、方法及び期間）」を付し、同条中「第九条第二項」を「第三条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第五条に見出しとして「（物資の保管等に係る公用令書等）」を付し、同条第三項中「ほか」を「ほか、」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条を第三条とする。

第六条を削る。

第七条に見出しとして「（受領調書の作成）」を付し、同条中「立ち会い」を「立会い」に改め、同条を第四条とする。

第八条に見出しとして「（損失補償請求書）」を付し、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「基

き」を「基づき」に、「行った」を「行った」に改め、同条を第五条とする。

第九条に見出しとして「(従事命令に係る公用令書等)」を付し、同条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三項中「これをまつ消しなれば」を「前項の所要事項を抹消しなれば」に改め、同条を第六条とする。

第十条を削る。

第十一条に見出しとして「(救助に従事できない場合の届出)」を付し、同条を第七条とする。

第十二条に見出しとして「(実費弁償)」を付し、同条中「第十一条」を「第五条」に改め、同条を第八条とする。

第十三条に見出しとして「(実費弁償請求書)」を付し、同条を第九条とする。

第十四条に見出しとして「(立入検査証票)」を付し、同条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第十条とする。

第十五条に見出しとして「(扶助金支給申請書等)」を付し、同条第二項中「あたり」を「当たり」に改め、同条第三項中「第二十五条」を「第八条」に、「これがため」を「、そのために」に、「第二十九条」を「第十二条」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条に見出しとして「(市町村長への通知)」を付し、同条第一項中「第三十条」を「第十三条」に、「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五条、第七条、第八条第二項、第九条及び第十一条」を「第三条、第四条、第五条第二項、第六条及び第七条」に改め、同条を第十二条とする。

別表第一中「(第四条関係)」を「(第二条関係)」に、「方法」を「方法」に改め、同表一の部中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同部(一)の項の3中「あつて」を「あつて」に改め、同項の5中「、これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同部(二)の項の1中「あつて」を「あつて」に、「もつてしては」を「もつてしては」に改め、同項の3中「ある」を「できる」に改め、同項の4中「あつて」を「あつて」に、「ある」を「できる」に改め、同項の6中「、これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表二の部中「炊出し」を「炊き出し」に、「もつて」を「もつて」に、「よりがたい」を「より難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表三の部(一)の項中「き損して」を「毀損して」に改め、同部(二)の項中「もつて」を「もつて」に改め、同部(三)の項中「よりがたい」を「より難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同部(四)の項中「、これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表四の部(一)の項の1中「失つた」を「失つた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同部(二)の項の1中「あつて」を「あつて」に、「失つた」を「失つた」に改め、同表五の部中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同部(三)の項ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第一の六の部中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同部(四)の項中「一箇月」を「一月」に、「よりがたい」を「より難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表七の部(一)の項中「失つた」を「失つた」に改め、同部(二)の項中「あつて」を「あつて」に改め、同部(三)の項中「当り」を「当たり」に改め、同部(四)の項中「一箇月」を「一月」に、「よりがたい」を「より難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表八の部(一)の項中「き損して」を「毀損して」に改め、同部(二)の項中「もつて」を「もつて」に改め、同部(三)の項中「次の各号に」を「次に」に、「あつては」を「あつては」に改め、同部(四)の項中「一箇月」を「一月」に、「、これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「期間これ」を「期間」に、「ある」を「できる」に改め、同部(二)の項の4の口中「あつては」を「あつては」に改め、同項の4の八中「行われがたい」を「行われ難い」に改め、同項の5中「、これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「期間これ」を「期間」に、「ある」を「できる」に改め、同表十の部(四)の項中「よりがたい」を「より難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改め、同表十一の部(一)の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項の3中「災害にかかった者」を「被災者」

に改め、同表十二の部中「よつて」を「よつて」に改め、同部(一)の項中「もつてしては」を「もつてしては」に改め、同部(四)の項中「これによりがたい」を「これにより難い」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「ある」を「できる」に改める。

別表第二中「(第十二条関係)」を「(第八条関係)」に改め、同表(一)の項中「第十条第一号」を「第四条第一号」に、「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改め、同表(二)の項中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

別記様式第一号の一、別記様式第一号の二、別記様式第一号の三、別記様式第一号の四及び別記様式第一号中「(第五条関係)」を「(第三条関係)」と、「第26条」を「第9条」に改める。

別記様式第三号中「(第五条関係)」を「(第三条関係)」と、「第26条」を「第9条」と、「しなくなつた」を「しなくなった」に改める。

別記様式第四号中「(第五条関係)」を「(第三条関係)」に改める。

別記様式第五号中「(第七条関係)」を「(第四条関係)」と、「第26条によつて」を「第9条によつて」に改める。

別記様式第六号中「(第八条関係)」を「(第五条関係)」に改める。

別記様式第七号中「(第九条関係)」を「(第六条関係)」に改め、同様式(数値)中「第24条」を「第7条」に改め、同様式(量値)中「第45条」を「第31条」と、「6カ月」を「6月」と、「5万円」を「30万円」に改める。

別記様式第八号中「(第九条関係)」を「(第六条関係)」と、「第24条」を「第7条」と、「なくなつた」を「なくなった」に改める。

別記様式第九号中「(第九条関係)」を「(第六条関係)」と、「負傷、又は疾病にかかり」及び「負傷、疾病にかかり」を「負傷し、疾病にかかり、」と、「あつた」を「あつた」に改める。

別記様式第十号中「(第十三条関係)」を「(第九条関係)」と、「よつて」を「よつて」に改める。

別記様式第十一号中「(第十四条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同様式(線一画)中「第27条」を「第10条」と改め、同様式(線三画)を次のものに改める。

(第 3 面)

災害救助法抜粋

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な

報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

別記様式第十一号（第四画）中「なつた」を「なつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第十二号中「（第15条関係）」を「（第11条関係）」に、「かかり」を「かかり、」に、「あつた」を「あつた」に、「第29条」を「第12条」に改める。

別記様式第十三号中「（第16条関係）」を「（第12条関係）」に、「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

（災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する規則の一部改正）

第二条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する規則（昭和三十九年栃木県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第二項第一号本文」を「第八条第二項第二号本文」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「第十四条第二項第二号ただし書」を「第八条第二項第二号ただし書」に改め、同条第三項中「第十四条第二項第三号」を「第八条第二項第三号」に改め、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に、「よつて」を「よつて」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第三条第二項第六号中「第十九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「第十四条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号（第3条関係）」に、「負傷し疾病にかかり」を「負傷し、疾病にかかり、」に、「負傷疾病」を「負傷、疾病」に、「負傷し、疾病にかかり」を「負傷し、疾病にかかり、」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第3条関係）」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第3条関係）」に改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第3条関係）」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第3条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（消防防災課）

栃木県規則第二十二号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則（平成十四年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第二条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

告 示

栃木県告示第149号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を

次のとおり指定したので公示する。

平成26年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

学校法人自治医科大学
学校法人獨協学園
公益社団法人地域医療振興協会
佐野厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人恩賜財団済生会
一般社団法人栃木県医師会
一般社団法人栃木県歯科医師会
一般社団法人栃木県薬剤師会
公益社団法人栃木県看護協会
株式会社メディセオ
足利ガス株式会社
栃木ガス株式会社
佐野瓦斯株式会社
北日本ガス株式会社
鬼怒川ガス株式会社
一般社団法人栃木県L P ガス協会
東野交通株式会社
関東自動車株式会社
一般社団法人栃木県バス協会
一般社団法人栃木県タクシー協会
一般社団法人栃木県トラック協会
わたらせ渓谷鐵道株式会社
真岡鐵道株式会社
野岩鐵道株式会社
株式会社とちぎテレビ
株式会社栃木放送
株式会社エフエム栃木

(消防防災課)